

相続のあんなことやこんなこと、お伝えします！

発行者：あすなろ相続支援センター
発行日：令和4年7月25日
〒702-8027 岡山市南区芳泉4丁目1-5
☎：0800-200-6200
E-mail：info@asunarosouzoku.com
URL：http://asunarosouzoku.com

相続関係図を作成してみよう

相続関係図とは、

その名の通り相続に関係のある人物を分かりやすく示した図です。正式名称を「相続関係説明図」といいます。

何かの手続きに使う場合は正式な図が必要となるため、戸籍謄本や住民票などを取り寄せて確認しながら作るのが一般的です。しかし、相続人を整理するために作る場合は、手書きで簡単に作成するだけでも十分に事足ります。

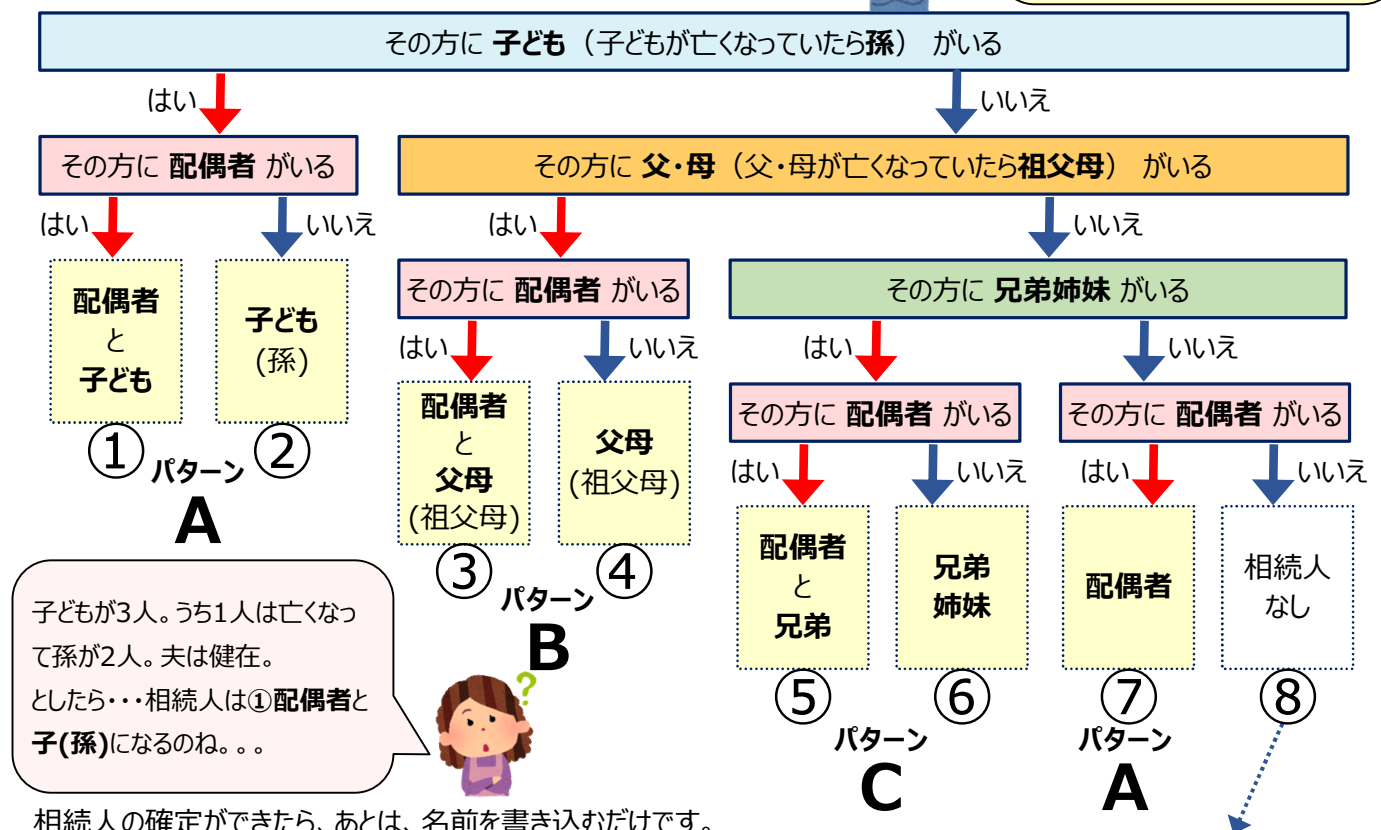
家系図のようなものと捉えていただいたら、わかりやすいかもしれません。

さて、ご両親の、またはご自身の「相続関係図」はどんな形になるでしょうか？

2ステップで簡単に作成してみよう

step1 相続関係図がどの形になるか、チェックしてみましょう

子どもはいない。両親は亡くなった。
妻は健在。弟が健在。としたら・・・
僕が亡くなったとしたら相続人は
⑤配偶者と弟になるのか。。。



相続人の確定ができれば、あとは、名前を書き込むだけです。

⑧の**相続人なし**、となる場合には残された財産は「相続財産管理人」が選任され、多くの場合、国庫に帰属されます。もし遺したい相手がいらっしゃる場合は**遺言書**や**公正証書**にその旨を残しておく必要があります。

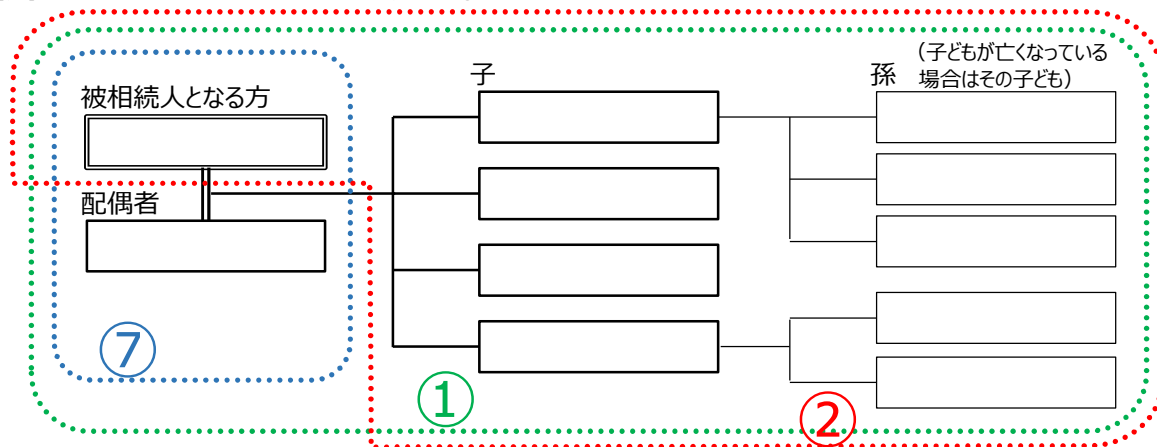
セミナーのご参加ありがとうございました。

5月、南ふれあいセンターにて、久しぶりのセミナーを開催しました。司法書士の森岡先生を講師にお迎えして、「おひとり様」の相続についてお話いただきました。どうすれば不安を解決することができるのか、考える時間をいただきました。ご参加の皆様ありがとうございました。次回のセミナーは、決まり次第ご案内させていただきます。

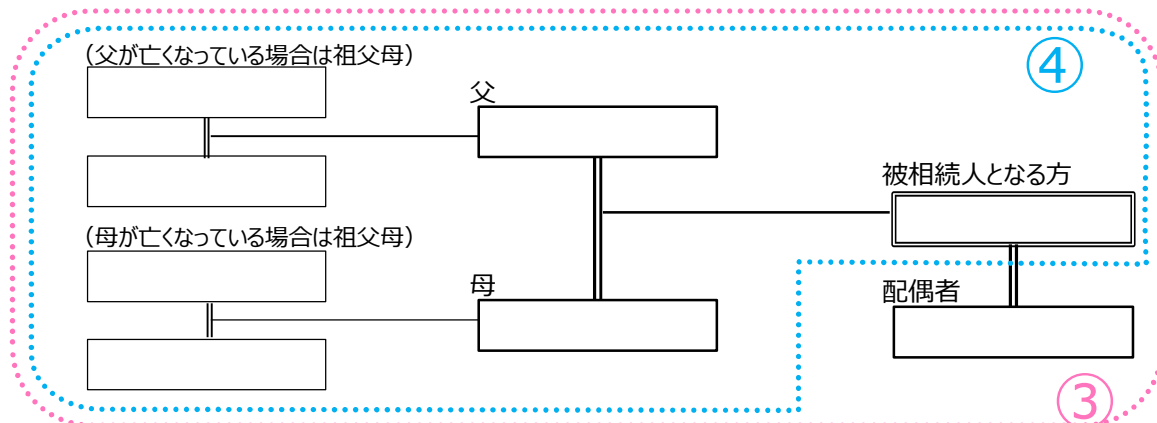


step2 相続関係図に名前を記入してみましょう

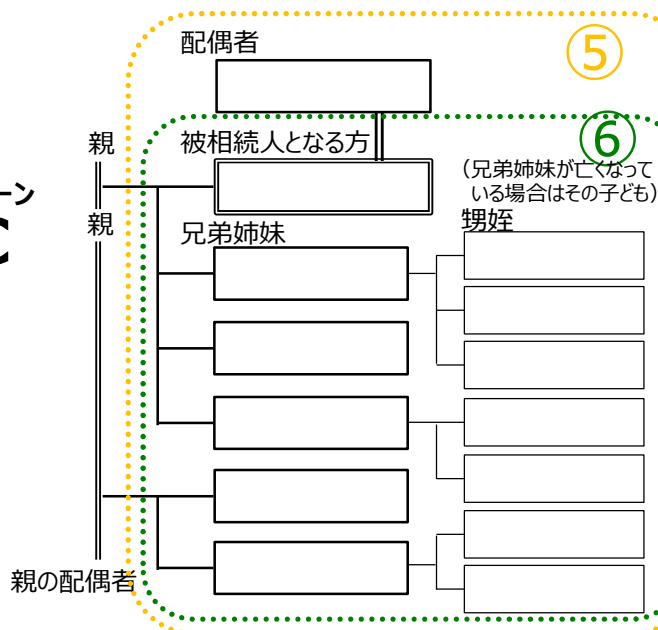
パターン A



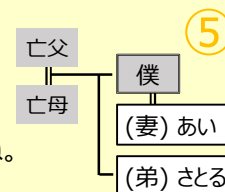
パターン B



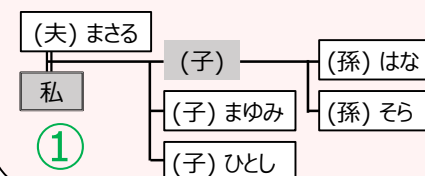
パターン C



子どもはいない。両親と妻は健在。
もし、僕が亡くなったとしたら、
相続人は
⑤ 配偶者と弟
なので、
こうなるね。



子どもが3人。うち1人は亡くなって孫が
2人。夫は健在。相続人は
① 配偶者と子(孫)だから、
こうね。



実際の相続の際には、法務局で正式に「法定相続情報一覧図」を作成すると、
戸籍謄本等の束を何度も出さなくても済みます。いろいろな相続手続きがスムーズに行えるようになります。

「法定相続情報一覧図」の作成の仕方は、次号でお伝えいたします。

ご心配なことがありましたら、ご連絡ください。お手伝いさせていただきます。

税理士による無料相談 実施中!!

毎月 第1火曜日 60分 **要予約**

場所 福田好子税理士事務所

ご予約はお電話で!!

☎ 086-261-2331

女性の専門家による相続手続き支援

あすなろ相続支援センター

〒702-8027

岡山市南区芳泉4丁目1-5 (福田好子税理士事務所内)

☎ 0800-200-6200

E-mail: info@asunarosouzoku.com

URL: http://asunarosouzoku.com

あすなろ相続

検索